

青森県報

第三千六百七十五号

平成二十五年
四月五日
(金曜日)

目次

告 示

特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	五
道路の区域の変更	(道路課)	五
道路の供用の開始	(同)	六
公 告		
換地計画の決定	(農村整備課)	六
建設業者の許可の取消し	(東青地域 県民局)	六
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	(上北地域 県民局)	六
右 同	(同)	七
選挙管理委員会		
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び 保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正	(事務局)	七

告

示

青森県告示第三百十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十五年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成二十五年 五月七日 午前十時三十分から 正午まで	つがるにしきた農業協同組合 合鶴翔ライスセンター	鶴田町
" 午後二時から 午後三時まで	鶴翔6号農業倉庫	鶴田町
五月八日 午前十時三十分から 正午まで	鶴田町役場車庫	鶴田町
" 午後一時から 午後三時まで		
五月九日 午前十時三十分から 正午まで	津軽みらい農業協同組合沿 川支店倉庫	板柳町
" 午後一時から 午後三時まで		
五月十日 午前十時三十分から 正午まで	板柳町公民館	板柳町
" 午後二時から 午後三時まで		
五月十三日 午前十一時三十分まで	中郷公民館	板柳町
" 午後一時から 午後二時まで	六宝館	板柳町
五月十四日 午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	津軽みらい農業協同組合山 一りんごセンター	黒石市
五月十五日 午前十時三十分から 正午まで		黒石市
" 午後一時から 午後三時まで		黒石市

五月十六日	午前十時三十分から 正午まで	黒石市役所上下水道課車庫	
"	午後一時から 午後三時まで		
五月十七日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後二時から 午後三時まで		
五月二十日	午前十一時から 正午まで	近川集会所	
五月二十一日	午後一時から 午後三時まで	海上自衛隊大湊総監部	
五月二十二日	午前九時三十分から 正午まで	むつ市中央公民館	
"	午後一時から 午後三時まで	むつ市役所本庁舎開放エリ	むつ市
五月二十三日	午前九時三十分から 正午まで	イベント広場	
"	午後一時から 午後三時まで		
五月二十四日	午前九時三十分から 正午まで	小泊漁業協同組合	
五月二十七日	午前十一時から 正午まで	下前漁業協同組合	
"	午後二時から 午後三時まで	すくすくこどもり館	
五月二十八日	午前十一時から 正午まで	つがるにしきた農業協同組合内潟支店倉庫(旧第六号倉庫)	
"	午後二時から 午後三十分まで	武田支店倉庫(旧第二号倉庫)	中泊町
五月二十九日	午前九時三十分から 正午まで		

五月三十日	午前十時三十分から 正午まで	中央公民館車庫	
"	午後一時から 午後三時まで		
五月三十一日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市十三コミュニティセンター	
六月三日	午前十一時から 正午まで	太田集会所	
"	午後二時から 午後三十分まで		
六月四日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市市浦庁舎車庫	
六月五日	午前十時三十分から 正午まで	川倉ふれあいセンター	
六月六日	午前十時三十分から 正午まで	市出張所 喜良	五所川原市
"	午後一時三十分から 午後三時まで	五所川原市嘉瀬集会所	
六月七日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市芦野公園バッテリーカー倉庫	
"	午後二時から 午後三十分まで	つがるにしきた農業協同組合中村支店	
六月十日	午前十一時三十分から 正午まで	鳴沢リンゴセンター	
"	午後二時から 午後三十分まで	赤石支店	鱒ヶ沢町
六月十一日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後二時から 午後三十分まで	中央公民館	
六月十二日	午前九時三十分から 正午まで		
六月十七日	午後一時から 午後三十分まで	やまびこハウス	

六月二十八日	六月二十七日	六月二十六日	六月二十五日	六月二十四日	六月二十一日	六月二十日	六月十九日	六月十八日	六月十八日	六月十八日
午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後二時から 午後三時まで	午前十一時三十分から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前十一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後二時まで	午前九時三十分から 正午まで
つがるにしきた農業協同組 合川除支店	館岡コミュニティ消防センター	つがるにしきた農業協同組 合つがる支店一号倉庫	つがるにしきた農業協同組 合牛瀧支店	富范公民館	西目屋村役場車庫	村市「大滝商店」前	大白公民館	農村環境改善センター	深浦町役場	ふれあいと創造の館
つがる市					西目屋村		深浦町			

七月十一日	七月十日	七月九日	七月八日	七月五日	七月五日	七月四日	七月三日	七月二日	七月二日	七月一日		
午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	午後二時から 午後三時まで	午後二時から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午前十一時から 午後三十分まで		
三沢市役所裏車庫	西古間木町内会館	おいらせ農業協同組合倉庫	淋代公民館	六川目公民館	谷地頭農民研修センター	つがる市商工会前イベント 広場	大畑倉庫	ごしよつがる農業協同組合 柴田倉庫	南広森コミュニティ消防 センター	つがる市消防署森田分署裏 車庫	つがるにしきた農業協同組 合玉稻営業所	柏農村環境改善センター
三沢市												

〃	九月二十四日	午後二時から 午後二時三十分まで	倉内地区集会所
〃	九月二十日	午前九時三十分から 正午まで	横濱町役場前
〃	九月十九日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	トナヘルプラザサンシャイ
〃	九月十八日	午前九時三十分から 正午まで	六戸町役場車庫
〃	九月十七日	午前十一時から 正午まで	おいらせ農業協同組合七百出張所
〃	九月十三日	午後二時から 午後二時三十分まで	中央公民館
〃	九月十二日	午後二時から 午後二時三十分まで	北農村環境改善センター
〃	九月十一日	午前十時三十分から 正午まで	東北町役場本庁舎裏車庫
〃	九月十日	午前十時三十分から 正午まで	大浦地区学習等供用センター
〃	七月十二日	午前九時三十分から 正午まで	

〃	十月十五日	午前十一時から 正午まで	二川目地区生活会館
〃	十月九日	午後二時から 午後二時三十分まで	七戸町役場七戸庁舎車庫
〃	十月八日	午前十時三十分から 正午まで	山谷栄助精米所
〃	十月七日	午後二時から 午後二時三十分まで	荒屋平精米所
〃	十月三日	午前十一時から 正午まで	七戸町役場本庁舎裏車庫
〃	十月二日	午前十一時三十分から 午前十一時三十分まで	榎林地区加工等施設
〃	十月一日	午後三時から 午後三時三十分まで	ゆづき青森農業協同組合坪地区倉庫
〃	九月二十六日	午前十一時から 正午まで	中央公民館
〃	九月二十五日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	泊地区イベント広場
〃	九月二十五日	午前十一時から 正午まで	六ヶ所村役場平沼支所

十月十六日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	おいらせ町役場分庁舎第二 駐車場	町 おいらせ
"	午後一時から 午後三時まで	庫" 本庁舎裏車	
十月十七日	午前九時三十分から 午前十一時一時まで	十和田おいらせ農業協同組 合下田支店野菜センター	町 おいらせ
十月二十一日	午後一時三十分から 午後三時まで	馬門公民館	
十月二十二日	午前十時三十分から 正午まで	町立体育館	野辺地町
十月二十三日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで		

青森県告示第三百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道	上野十和田 線		上北郡東北町大字大浦字中久根二〇五から 上北郡東北町大字大浦字中久根二〇八まで	後	後	前	二一・九〇メートルから 二一・七〇メートルまで	一六一・一〇メートル		
							一〇九・三〇メートルから 一〇八・八〇メートルまで	一四〇・〇〇メートル		
							一〇九・三〇メートルから 一〇八・八〇メートルまで	一四〇・〇〇メートル		

平成二十五年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八の一七 中川 善文	深浦町区域 新深浦町漁業 協同組合の地 区のうち大字 の漁業協同組合 の地区	区 域 分	さざえ・あわび 潜水器漁業
	西津軽郡深浦町大字船作字清滝一の一 西崎 昭一			

青森県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年五月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年五月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道上野十和田線	上北郡東北町大字大浦字中久根二〇五から 上北郡東北町大字大浦字中久根二〇八まで	平成二五・四・八

公 告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、上小国地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成二十五年四月八日から同年五月八日まで

- 三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 T & M Works
- 二 氏名 高橋 知木
- 三 主たる営業所の所在地 青森市富田二丁目一〇の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇〇六五七号
- 五 取消年月日 平成二十五年三月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を平成二十五年三月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年四月五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を平成二十五年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年四月五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

財団法人愛成会弘前愛成会病院	" 大字北園一丁目六の二
----------------	--------------

を

一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	" 大字北園一丁目六の二
------------------	--------------

に改める

二の表中

保養センターループ緑寿の里	" 大字田茂木野字大沢七八の六
---------------	-----------------

を

ビバ・イン松原	" 奥野二丁目二〇の一
---------	-------------

特別養護老人ホームつるがさか	" 大字鶴ヶ坂字田川一八七の九四
特別養護老人ホームつるがさ	" 鶴ヶ坂字田川一八七の九四
ビバ・イン松原	" 奥野二丁目二〇の一
特別養護老人ホームつるがさか	" 大字鶴ヶ坂字田川一八七の九四
住宅型有料老人ホームあうら	" 幸畑二丁目六の二六
住宅型有料老人ホームあうらそよ風	" 幸畑二丁目六の二〇
宝園	" 大字安田字近野一の七一
宝園	" 大字安田字近野一の七一
宝園	" 大字安田字近野一の七一
トヨタカラー青森ベイコー トおきだて	" 沖館三丁目一の二八
ひばり苑	" 六川目六丁目二八の六
ひばり苑	" 六川目六丁目二八の六
堀口ひばり苑	" 大字三沢字堀口一六四の二九一
さくら荘	" 五戸町大字倉石中市字新山平六四の二
さくら荘	" 五戸町大字倉石中市字新山平六四の二
有料老人ホームひばりの	" 五戸町字苗代沢三の六五三七

に

を

に

を

に

を

に改める

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭